

令和6年度 第4回新道区地域協議会 次第

日時：令和6年10月22日（火）

18:30～18:50

会場：新道地区公民館 多目的ホール

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

- ① こどもプールの廃止について（市都市整備課）
- ② 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について（市農政課）

3 その他

(1) 次回開催日程について

日 時：令和6年 月 日（ ） 18時30分～

会 場：新道地区公民館 多目的ホール

内 容：委員研修④ _____

(2) その他

4 閉会

〔資料・配布物〕

○事前配布 ・次第

- ・資料No.1 こどもプールの廃止について（市都市整備課）
- ・資料No.2 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について（市農政課）

～ 地域協議会における会議の心得 5か条 ～

- その1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その4 話し合いやすい雰囲気を大切にしましょう（相手を責めない）
- その5 個人の意見は平等に扱きましょう（一人の強い意見に偏らない）

こどもプールの廃止について

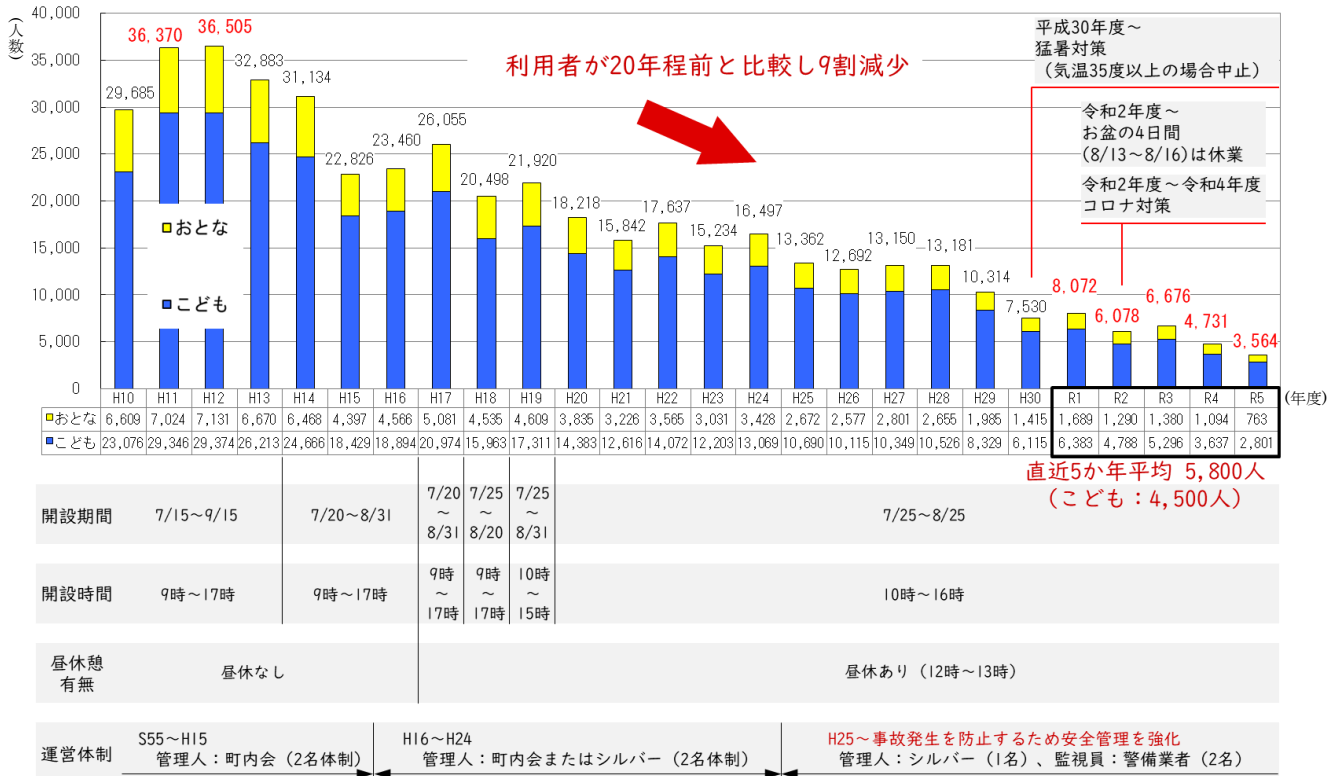
1 廃止の経緯

昭和55年から平成2年にかけて合併前の上越市12箇所に設置されたこどもプールについては、利用者が20年程前と比較し9割減少していることを受け、利用実績のある保育園や地元町内会、関係部局へ聞き取りを行った結果、少子化の影響等により公園機能としてプールの必要性が非常に低下し、現状の公園利用目的との乖離が確認されたことから、令和6年度をもって全プール施設を廃止する。

2 こどもプール所在地等

地区	公園名	所在地	地区	公園名	所在地
高田	柳善公園	東城町二丁目	金谷	いちょう公園	昭和町一丁目
高田	お馬出し公園	大町二丁目	直江津	古城公園	港町一丁目
高田	中島公園	北城町三丁目	直江津	とどろき公園	栄町一丁目
高田	大野公園	高土町二丁目	直江津	毘沙門公園	五智一丁目
高田	新町公園	新町	有田	桐ノ木公園	佐内町
新道	上稲田公園	稲田四丁目	有田	春日新田公園	春日新田五丁目

3 利用者数の推移



4 こどもプール跡地の整備方針

地域の利用目的に応じた公園へ再編するため、地元町内会とプール跡地の整備方針について協議を行う。

令和6年度第4回新道区地域協議会

令和6年10月22日

2議題(1) 報告事項

資料No.2

農政課

農業経営基盤強化の促進に関する計画 「地域計画」の策定について(概要)

令和6年10月

上越市農林水産部(農政課)

1 地域計画とは…

「地域計画」は、人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、**人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図**として、令和5年4月に施行された[改正]農業経営基盤強化促進法により、現在、全国の市町村で計画の策定に取り組んでいます。

特に「地域計画」の中では、**これまで地域の皆さんが守り続けてきた農地を、可能な限り次の世代へ引き継いでいく**ため、農作業の手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などを含め、**10年後の目指すべき農地利用の姿となる「目標地図」を作成**します。

農地の中には生産条件が悪く、様々な工夫や努力を払っても農業上の利用が困難な農地もあると思いますが、「**将来、地域の農地を誰が利用していくのか**」、「**地域の農業をどのように維持していくのか**」を、現在の農地の状況（現況地図）を見ながら、地域の皆さんと一緒に話し合っ、まとめていきます。

2 地域計画の概要

(1) 根拠法令（農業経営基盤強化促進法）

[第18条：要約] 市町村は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、当該区域における農業の将来の在り方及び当該区域における農業上の利用が行われる農用地等の区域その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項について、当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

[第19条：要約] 市町村は、農業者等による協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、当該協議の対象となった農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）を定めるものとする。

(2) 事業主体

上越市（地域での話し合いに基づき策定）

(3) 計画策定期間

令和5・6年度（2か年）

(4) 計画策定区域

地域自治区を単位に25計画 ※市街化区域は対象外

（ほぼ全域が市街化区域である高田区・直江津区・八千浦区は、単体では策定せず、隣接する他区に含める）

(5) 参加者

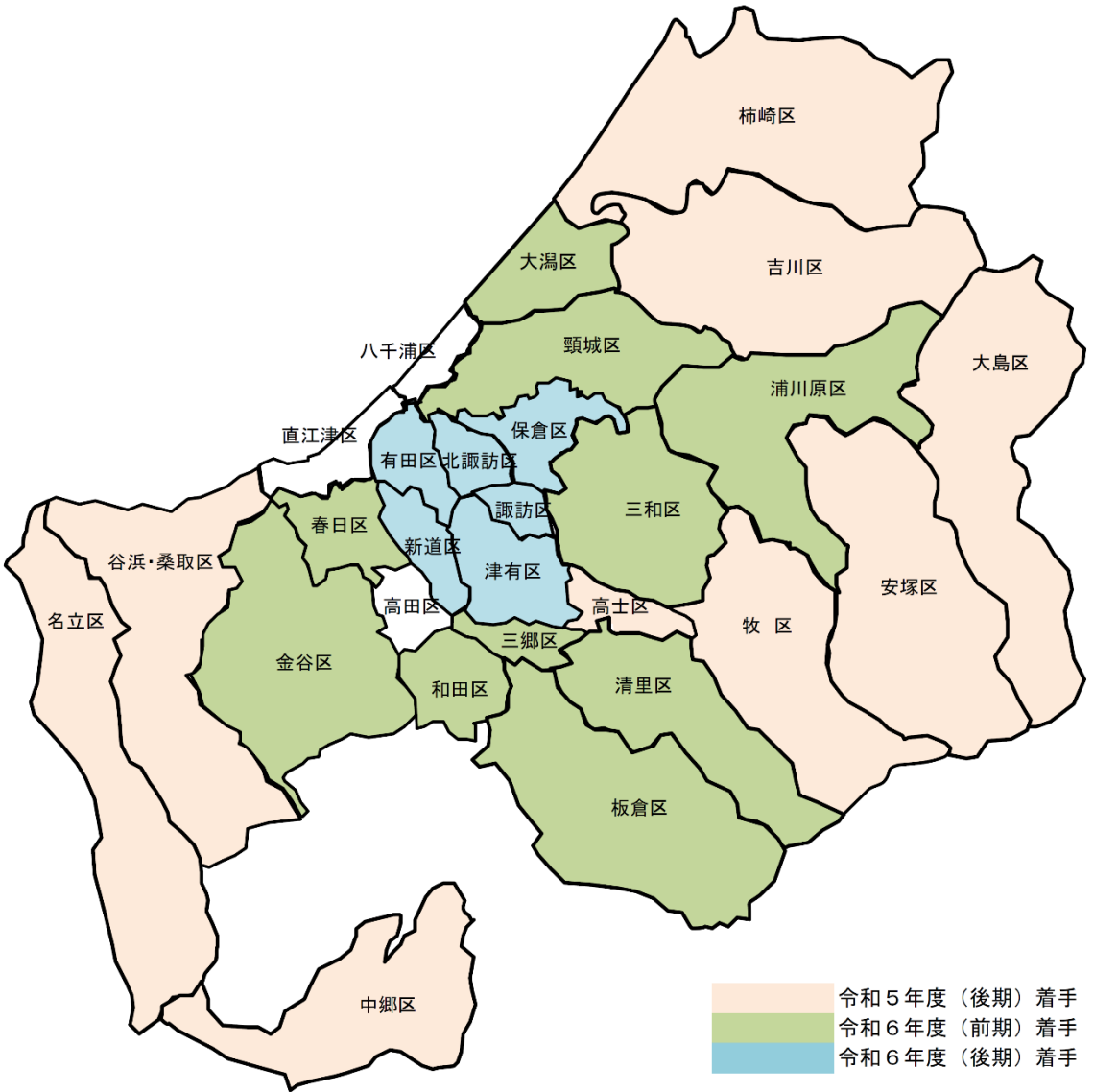
農業者等、農家組合長、JAえちご上越、土地改良区、新潟県、上越市、上越市農業委員会 など

(6) まとめ（結果）

- ・協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を公告

※農地の所有権や利用権は移動しません。

※ 計画策定区域（25地域）



1	高田区	※単体では策定しない	16	安塚区	R5後期着手
2	新道区	R6後期着手	17	浦川原区	R6前期着手
3	金谷区	R6前期着手	18	大島区	R5後期着手
4	春日区	R6前期着手	19	牧区	R5後期着手
5	諏訪区	R6後期着手	20	柿崎区	R5後期着手
6	津有区	R6後期着手	21	大湍区	R6前期着手
7	三郷区	R6前期着手	22	頸城区	R6前期着手
8	和田区	R6前期着手	23	吉川区	R5後期着手
9	高士区	R5後期着手	24	中郷区	R5後期着手
10	直江津区	※単体では策定しない	25	板倉区	R6前期着手
11	有田区	R6後期着手	26	清里区	R6前期着手
12	八千浦区	※単体では策定しない	27	三和区	R6前期着手
13	保倉区	R6後期着手	28	名立区	R5後期着手
14	北諏訪区	R6後期着手			
15	谷浜・桑取区	R5後期着手	※計画策定区域：25地域		

3 地域計画の記載事項

(1) 当該地域における農業の将来の在り方

- ①地域計画の区域の状況
- ②地域農業の現状と課題
- ③地域における農業の将来の在り方

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ①農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
- ②担い手に対する農用地の集積に関する目標
- ③農用地の集団化（集約化）に関する目標

(3) 目標を達成するために必要な措置

- ①農用地の集積、集団化の取組
- ②農地中間管理機構の活用方法
- ③基盤整備事業への取組
- ④多様な経営体の確保・育成の取組
- ⑤農業協同組合等の農業支援サービス事業者への農作業委託の取組

(4) 地域内の農業を担う者（目標地図に位置付ける者）

- ・農業者氏名、作物名、経営面積など

(5) 目標地図

- ・10年後の地域の農地を見据え、農地ごとに将来の耕作者を目安として設定
- ・あくまで目安であり、農地の売買や賃借などの権利設定は発生しない
- ・将来の耕作者が直ちに見つからない場合は、「今後検討等」として随時調整
- ・目標地図は、地域の情勢の変化に応じて、適宜見直す

※ その他任意事項

- ①鳥獣被害防止対策、②有機・減農薬・減肥料、③スマート農業、④輸出、⑤果樹等、⑥燃料・資源作物等、⑦保全・管理等、⑧農業用施設、⑨耕畜連携
- ⑩その他

4 新道区の地域計画の進め方（予定）

(1) 計画策定区域

新道区

(2) 参加者

- ・ 農業関係者 : 農業者（認定農業者、認定新規就農者、生産組織、農業法人等）、農家組合長など
- ・ アドバイザー : J A えちご上越、関川水系土地改良区
- ・ オブザーバー : 新潟県（上越地域振興局）
- ・ 事務局 : 上越市（農林水産部）、上越市農業委員会、上越市担い手育成総合支援協議会

(3) 協議（話し合い）

- ・ 時期：第1回 令和6年11月下旬（地域計画の概要説明、担い手による話し合い）
第2回 令和6年12月中旬（計画のとりまとめ、報告会）
- ・ 会場：調整中 ※協議回数等に変更する場合があります

(4) まとめ（結果）

- ・ 協議状況 . . . 市ホームページで適宜公表
- ・ 地域計画 . . . 令和7年3月に全計画を一括公告 ※農地の所有権や利用権は移動しません。